

1. 自治会（町内会）の運営

（1）自治会（町内会）とは

自治会（町内会）は、一定の区域内に住所を有する人たちのつながり（地縁）に基づいて形成された任意の団体です。

良好な地域社会を維持・形成するため、住民相互の連絡や生活環境の整備、あるいは集会施設の維持管理等、地域のかつ公益的な共同活動を行っています。

防災や防犯、環境美化等、地域には個人や家庭だけでは解決が困難な、たくさんの課題があります。これらの課題に対して、地域全体の力を合わせた様々な活動を通じて、解決を図ることができるのが自治会（町内会）です。



「自治会（町内会）の主な活動」

●住民主体の地域づくり

地域における現在や将来の課題について、地域住民が自分たちで考え、さまざまな活動に取り組んでいます。

●住民間の交流の促進

地区レクリエーション大会、夏まつり等、誰でも気軽に参加できる行事を行い、いざという時に役に立つ地域の方々との交流や親睦を図っています。

●自主防災・互助活動

いつ来るか分からない災害（地震、火事、水害）や、不幸に見舞われた時のお互いの助け合いといった、共助における中心的な役割を担っています。

●環境美化活動

日常的に排出されるごみの収集場所の設置や掃除を行うとともに、資源再生物の分別にも協力しています。

●安全・安心な地域づくり

防犯パトロールや子どもや高齢者の見守り声かけなどを通じて、誰もが安心して生活できる地域づくりに尽力しています。

●社会福祉活動への協力

赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金の募金活動の協力を行っています。この募金は、社会福祉事業を支える資金として有効に活用されます。

●行政とのパイプ役

市役所を初めとした各種行政組織に対する意見・要望なども、地域課題を把握している自治会（町内会）が実施しています。

（２）自治会（町内会）長の役割

自治会（町内会）長は、子どもや高齢者を含む地域の様々な住民で構成される組織の代表者であり、全体の責任者です。地域のまとめ役として、他の役員と協議しながら会の基本的な方向を示し、活動をリードしていく必要があるほか、対外的な交渉や会の意志を行政に伝える役割等もあります。地域自治の中心を担う大変な仕事ではありますが、その分大きなやりがいもある大切な役職です。



「自治会（町内会）長の心得」

●その１ 幅広い住民参加のための工夫を

自治会（町内会）活動は、会員の総意が反映されなくてはならないため、前例踏襲ではなく会員のニーズや関心をつかみ、創意工夫に努めましょう。

●その２ 相手の立場や考え方を尊重すべし

自治会（町内会）活動を進めるうえでは、何よりも民主性が要求されます。会員の立場や考え方を尊重し、話し合い、活動を進めることが大切です。優位な立場や権限を利用したハラスメント等は絶対にしないようにしましょう。

●その３ 得意分野を活かした役割分担を

自分一人で抱え込まず、それぞれの得意分野を活かして仕事を分担することが大切です。

●その４ プライバシーの配慮を

住民の秘密やプライバシーを知る機会も増えますが、同時に守秘する義務もあります。

●その５ 情報の共有を

様々な会議や研修会等で収集した情報を、持ち帰って役員や会員に共有することも重要な役割です。

●その６ 女性の意思決定の場への参画を

地域活動に参加する女性は多いのですが、意思決定の場への参画は少ないのが現状です。より多くの女性が指導・運営の場に参画できるよう、環境を整えることも必要です。

●その７ 後継者の育成を

継続的に自治会（町内会）を運営していくため、若い世代の方に参画してもらうなど、後継者の育成に務めることも大切な役割の１つです。

●その８ 地域各種団体と情報共有を

自治会（町内会）だけでは解決できない課題も、地域内の各種団体と協力することで、解決へとつながることもあります。日頃から他の団体の代表者と情報共有することが大切です。

●その９ 引き継ぎはしっかりと

会長の仕事をマニュアル化しておけば、引き受ける方の安心につながります。任期中に気づいた課題等を書き足すことで、会長が代わっても引き継がれ、会の運営がより良くなります。



（3）自治会（町内会）の会議について

自治会（町内会）の運営は、特定の人々の意思だけで行われてはいけません。個々の会員の意見を集約・反映させながら事業を進めるうえでは、目的や役割を考慮した適切な話し合いの場を設けることが大切です。下記の例以外にも、さまざまな会議が考えられますが、会議に要する時間や会議の回数が増えると、負担感が増大し、仕事をしている方の参加も難しくなるため、会議そのものが活動の目的とならないようにすることが必要です。地域の実情に合わせ、必要な会議を、必要なタイミングで開催することを意識しましょう。

「自治会活動における各種会議の例」

●総会

予算、事業計画、決算、事業報告、役員を選出、会則（規約）の制定や改廃等を決定するため、会員全員に参加を呼び掛けて行う会議です。一般的に年一回開催される定期総会と、必要に応じて開催される臨時総会があります。

●役員会

定期的に役員だけで行う実務的な打ち合わせです。

●専門部会議

防犯、防災や環境等の専門的な事業を取り組むために行う打合せです。

●組（班）長会

組（班）の代表が集まって行う打合せです。

●書面やオンラインの活用

役員が仕事の都合などで会場に集まることが難しい場合には、人数を絞って開催する方法や会則等の中で定めがあれば、「書面評決」という方法もあります。（市のホームページ等で様式のダウンロードが可能です。）

それ以外にも、ネット環境が整っていれば、Zoomなどを活用し、オンラインで総会や役員会を開催することも検討してみましょう。



事例紹介.1

崇善地区自治会連絡協議会「オンライン配信による地域情報の発信」

崇善地区自治会連絡協議会では、元映像ディレクターの職歴を持つ役員が講師となって、動画の撮影から編集、完成まで動画作成の基本を学ぶ講座を定期的で開催しています。

崇善地区に居住している中学生以上の方を対象としており、座学と実習を交えて一つの作品を完成させるまでを目標としています。作成した動画については、「ちいき情報局」で配信し、地元の方や閲覧者などからも好評をいただいています。





自治会運営コラム

1. 教訓を生かした防災・減災活動を

令和6年1月1日、能登半島地震が発生しました。能登半島の先端に位置する石川県珠洲市三崎町寺家下出地区では、堤防を越える大きな津波が、地震発生から25分ほどで襲来し、多数の住宅が倒壊しました。しかし、大半を高齢者が占める住民は、荷物を持つことなく、隣近所が声をかけあって、整備していた避難路を利用して5分以内に高台に避難し、全員が無事だったそうです。

この地区では、東日本大震災の津波被害の教訓を受けて、10年以上毎年1～2回、地震や津波を想定した避難訓練を継続していました。訓練では、班ごとに避難時間を計測し、最短ルートでの避難を研究していました。

また、日頃から「何かあれば集会所へ」を合言葉に、高台にある集会所に避難することを徹底していました。そのため、住民たちは迅速な避難に慣れており、自然と高台に集まることができたそうです。

東日本大震災や能登半島地震などの大きな災害が発生すると、地域の「絆」がいかに重要であるかが再認識され、日頃からの住民同士の関係づくりや、そのきっかけとなる地域活動が注目されるようになります。しかし、時間の経過とともに、そうした意識も希薄化してしまうのも事実です。

関東大震災の発生から100年が経過しました。9月1日の「防災の日」は、この日に起きた関東大震災の教訓を忘れない、という意味を含め、1960年に制定されました。

過去の災害を風化させず、下出地区の事例のように、日頃から災害の教訓を生かした防災・減災活動に取り組んでいくことが大切です。

